

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

監査公告

昭和二十八年度に係る「中央児童相談所ほか五箇所」の定所監査の結果公表

目次

次

鳥取県監査公告第百十五号

地方自治法第二百九十九条の規定に基き、昭和二十八年度に係る各児童相談所、児童福祉事務所及び養老院等の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十年二月二十八日

鳥取県監査委員 加藤 定治

角田 健太郎

監査箇所

執行年月日

中央児童相談所

昭和二十九年十月四日

米子児童相談所

倉吉児童相談所

皆成学園

養老院

積善学園

中央児童相談所

昭和二十九年十月四日監査

監査概況

監査委員 岸本政嘉

木南貞治

一 当所は昨年十一月、総工費五百十萬円をもつて庁舎改築に着手し、本年五月完成、新庁舎に移転したがこの間も仮庁舎において事務を続行し、概ね円滑に所務を執行しているものと認めた。

二 当所の相談に持込まれるケースを見ると、最近複雑困難のものが増加し、本来業務に附隨して多大の時間と労力を要する結果となつてゐるがその反面人的、或

いは予算的に制約を受け、当然配置すべき専門職員も充実されていない状況で運営に困難をきたしているので、この点主管課においても措置を講すべきである。特に心理判定員の充足については、さきに指摘した通り最も急務と認めたので善処されたい。

三 併設の一時保護所における月別食糧費の支出状況は不均衡である。これは支払の時期的ずれもありやむを得ないものと思われるが、児童に対する給与に均衡を失すことのないよう綿密な計画によつて行うことが肝要である。また主要食糧の配給が遅延するため他から現物借上げ、給食に供していたので考究善処を望む。

四 一時保護所は外廊により連絡しているが、夜間は相談所を閉鎖するため便所の使用もできず、やむなく仮便所を設け使用せしめているが外柵が低く児童の管理上及び外部からの侵入防止上からして施設面の改善が必要である。

五 経理、出納事務は適正と認めた。

一 当所は所長以下八名の職員で専心業務の執行に当つてゐる。

二 相談内容は複雑且つ、多種多様であつてこれが処理に當つては心理的判定が必要なものがあるが、判定員が欠員であり、精神科医の委嘱もしていない状態では相談所として万全を期し難いので、当局は速急に善処されたい。

三 当所の相談内容は從来犯罪等による警察官署からの通告が多かつたのであるが最近は特に家庭環境による相談が激増している。家庭における保護育成の面で福祉司並びに福祉主事の活動にまつところが大であるが積極的に要措置児童の発見につとめ家庭環境の浄化その他福祉活動の強化について啓蒙指導をはかられた。

四 管下里親登録一五件、交渉中のもの一件あるが不振。

一 本年五月一日倉吉児童相談所として昇格、獨立し、東伯郡及び倉吉市を管轄しているのであるが児童に関する各般の問題について相談に応じ前後措置と、これに必要な資質の鑑別判定並びに指導を管掌し、特に明るい親まれる相談所として、また予防的機能發揮に關係諸機関と連絡を堅持し児童福祉に努力している。職員は所長ほか四名でその状況は円滑に執行しているものと認めた。

倉吉児童相談所 昭和二十九年十月五日監査

監査概況

一 本年五月一日倉吉児童相談所として昇格、獨立し、東伯郡及び倉吉市を管轄しているのであるが児童に関する各般の問題について相談に応じ前後措置と、これに必要な資質の鑑別判定並びに指導を管掌し、特に明るい親まれる相談所として、また予防的機能發揮に關係諸機関と連絡を堅持し児童福祉に努力している。職員は所長ほか四名でその状況は円滑に執行しているものと認めた。

監査委員 角田 健太郎

一 本年五月一日倉吉児童相談所として昇格、獨立し、東伯郡及び倉吉市を管轄しているのであるが児童に関する各般の問題について相談に応じ前後措置と、これに必要な資質の鑑別判定並びに指導を管掌し、特に明るい親まれる相談所として、また予防的機能發揮に關係諸機関と連絡を堅持し児童福祉に努力している。職員は所長ほか四名でその状況は円滑に執行しているものと認めた。

皆成学園 昭和二十九年十月六日監査
監査委員 角田 健太郎

00076

監査概況

一 本園は精神薄弱児施設として現在七十二名の児童を収容し職員は園長以下九名により收容児童の保護教育指導に努め適切に運営しているものと認めた。

二 收容児童の管理については本園の努力はもとより各界の援助協力によつて漸次成果を挙げつつある。将来一般社会に復帰させるためには職業補導が肝要であるが米子市より移転以来児童の適応性により農、畜、工業及び家庭科の職業補導に努め最近退所児童引取希望

が増加していることは結構である。社会福祉団体の協力とともに一層産業関係各機関の協力を得て万全を期するよう努力されたい。なお県下の潜在児童は七、八百名と推定されるので生活指導及び職業補導を徹底し漸次更新することも考えられるのでこの点考究されたい。

三 收容児童は定員六十名を突破し施設設備とも不足しているので、考究されたい。なお古風により畜舎倒壊し現在渡廊下に応急飼育しているため便所の使用も不

便をきたしているので、早急善処されたい。

四 出納經理その他事務の処理は適正と認めたが献立予定表と材料購入と不突合のものがあるので厳格にすること。

養老院 昭和二十九年十月八日監査
監査委員 岸本政嘉
木南貞治

監査概況

一 本院は設立当時四十名の收容定員で発足したが施設狭隘で更に二十七年度において一百八十八万余円(敷地買収費二八一、〇〇〇円、工費一、五九五、〇〇〇円)をもつて施設の増設を図り、二十八年度より定員二十名を増加し、十月一日現在六十名の定員に対し五十七名(男三十一名、女二十六名)を收容し職員は院長以下六名(内三名臨職)で老人福祉の向上のためその運営に日夜努力しているものと認めた。

二 收容老人の最高年令は八十八才、最少者は五十六才

(疾病者)で平均年令七十三才であるがこれらの中、

三分の一以上は老人性疾患者であつて日々の看護処置に困難しているので看護婦を常置すべきものと認めた。なお現在の收容施設では余裕がなく患者と一般收容者を同居せしめている実情からして休養室、診療室の増設が急務である。

また本院開所以来既に十二名の院内死亡者を出しているが死亡者に対する法定葬祭費二千四百円では到底處置ができるず職員自らの手で葬祭している現状であるのでこれらについても主管当局は何等かの措置対策を考えるべきである。

三 在院者の法定措置費は月一人当たり、一千七百十円でこの支途区分は光熱水費二十五円、燃料費百五十円、日用品、身廻品二百五十円(内一五〇円現金支給)食事一千二百八十五円の割合でありこのほか各種団体からの慰問品で賄つているようであるが老後の食糧充足は有形無形に最も影響をもたらすものであるから措置

う努力を望む。

四 事務の処理は概ね適切であるが前項にも述べた如く給食実施に当つては免角問題が起りやすいので献立実施出納記録を明確にし遺憾ないよう主管当局とも連絡し処理すべきである。

監査概況

積善学園 昭和二十九年十月八日監査
監査委員 角田健太郎

監査概況

一 本園は精神薄弱児施設として現在七十二名の児童を収容し職員は園長以下九名により收容児童の保護教育指導に努め適切に運営しているものと認めた。

二 收容児童の管理については本園の努力はもとより各界の援助協力によつて漸次成果を挙げつつある。将来一般社会に復帰させるためには職業補導が肝要であるが米子市より移転以来児童の適応性により農、畜、工業及び家庭科の職業補導に努め最近退所児童引取希望

が増加していることは結構である。社会福祉団体の協力とともに一層産業関係各機関の協力を得て万全を期するよう努力されたい。なお県下の潜在児童は七、八百名と推定されるので生活指導及び職業補導を徹底し漸次更新することも考えられるのでこの点考究されたい。

三 收容児童は定員六十名を突破し施設設備とも不足しているので、考究されたい。なお古風により畜舎倒壊し現在渡廊下に応急飼育しているため便所の使用も不

便をきたしているので、早急善処されたい。

四 出納經理その他事務の処理は適正と認めたが献立予定表と材料購入と不突合のものがあるので厳格にすること。

養老院 昭和二十九年十月八日監査
監査委員 岸本政嘉
木南貞治

監査概況

一 本院は設立当時四十名の收容定員で発足したが施設狭隘で更に二十七年度において一百八十八万余円(敷地買収費二八一、〇〇〇円、工費一、五九五、〇〇〇円)をもつて施設の増設を図り、二十八年度より定員二十名を増加し、十月一日現在六十名の定員に対し五十七名(男三十一名、女二十六名)を收容し職員は院長以下六名(内三名臨職)で老人福祉の向上のためその運営に日夜努力しているものと認めた。

二 收容老人の最高年令は八十八才、最少者は五十六才

(疾病者)で平均年令七十三才であるがこれらの中、

三分の一以上は老人性疾患者であつて日々の看護処置に困難しているので看護婦を常置すべきものと認めた。なお現在の收容施設では余裕がなく患者と一般收容者を同居せしめている実情からして休養室、診療室の増設が急務である。

また本院開所以来既に十二名の院内死亡者を出しているが死亡者に対する法定葬祭費二千四百円では到底處置ができるず職員自らの手で葬祭している現状であるのでこれらについても主管当局は何等かの措置対策を考えるべきである。

三 在院者の法定措置費は月一人当たり、一千七百十円でこの支途区分は光熱水費二十五円、燃料費百五十円、日用品、身廻品二百五十円(内一五〇円現金支給)食事一千二百八十五円の割合でありこのほか各種団体からの慰問品で賄つているようであるが老後の食糧充足は有形無形に最も影響をもたらすものであるから措置

う努力を望む。

四 事務の処理は概ね適切であるが前項にも述べた如く給食実施に当つては免角問題が起りやすいので献立実施出納記録を明確にし遺憾ないよう主管当局とも連絡し処理すべきである。

監査概況

積善学園 昭和二十九年十月八日監査
監査委員 角田健太郎

あ児八十六名、計百十三名收容しているが、このうち法対象外十一名（盲児六名、ろうあ児五名）が含まれてあり、昭和二十九年六月一日盲、ろうあ学校と協議の上、食事、入浴等は学園で行い宿泊を学校寄宿舎に移し分離收容を図つたことは結構であるが、完全分離につき考慮されたい。

三 個別的、集団的生活指導を行つてある程度で自活に必要な職業指導は行なわれていないが児童の希望、その他を勘案し、木工、よう業、縫物等を考慮中のようにあつたが早急に施設を整備し、その実現に努められたい。

四 本園は近代的設備をもつた施設であるが大火前の九十名收容定員で復旧され、百十六名の定数となつた関係上相当無理をしている一方児童相談所も施設の收容能力の関係でその措置に支障を來しているので施設の増設が緊要と認める。

五 本園は精神的、身体的面の保護に努めており、中でも中央病院、米子医大とタイアップしての精密診断、

給食については栄食士を配置し、児童の健全な発育に細心の注意を払つている。

六 経理、その他の事務は適切と認めた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

印 刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県
行 者 鳥 取 市 東 町 印 刷 所